新型コロナウイルスに関する注意喚起

(その26:特定の県における勧告)

令和2年10月29日

(ポイント)

●スウェーデン公衆衛生庁は、ストックホルム県、ヴェストラ・ヨータランド県、エステル ヨートランド県、ウプサラ県及びスコーネ県において、これまでの一般的な勧告に加え、地 域限定の感染防止のための勧告を発表していますので、ご注意下さい。

(本文)

スウェーデン公衆衛生庁は、特に感染者数の増加が著しい県(ストックホルム県、ヴェストラ・ヨータランド県、エステルヨートランド県、ウプサラ県及びスコーネ県)において、これまでの一般的な勧告に加えて、以下のとおり地域限定の感染防止のための勧告を発表しています。

- 1 ストックホルム県、ヴェストラ・ヨータランド県、エステルヨートランド県
- (1) 期限
- 11月19日まで(延長の可能性あり)
- (2) 内容
- ・小売店、ショッピングセンター、美術館・博物館、図書館、プール、ジムといった屋内環境を避けること。ただし、食料品店や薬局の利用など生活に必要不可欠な場合はこの限りではない。
- ・会議、コンサート、演劇、スポーツ・トレーニング、試合、競技大会などへの参加を避けること。ただし、2005年以降に生まれた者についてはこの限りではない。
- ・可能な限り、同居人以外との物理的接触を避けること。特に、パーティ等の開催又は参加を控えること (ただし、必要不可欠な人的接触は対象外)。

参考: https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-

press/nyhetsarkiv/2020/oktober/beslut-om-skarpta-allmanna-rad-i-stockholms-lan-vastra-gotalands-lan-och-ostergotlands-lan/ (スウェーデン語)

2 ウプサラ県

- (1) 期限
- 11月17日まで(延長の可能性あり)
- (2)内容
- ・公共交通機関等の利用を避けること

・可能な限り、同居人以外との物理的接触を避けること。特に、パーティ等の開催又は参加を控えること (ただし、必要不可欠な人的接触は対象外)。

参考:https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-

press/nyhetsarkiv/2020/oktober/beslut-om-skarpta-allmanna-rad-i-uppsala-lan/

https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-

press/nyhetsarkiv/2020/oktober/de-skarpta-allmanna-raden-for-uppsala-lan-

for langs/(スウェーデン語)

3 スコーネ県

- (1) 期限
- 11月17日まで(延長の可能性あり)
- (2) 内容
- ・公共交通機関等の利用を避けること。ただし、通勤せねばならない場合はこの限りではない。
- ・小売店、ショッピングセンター、美術館・博物館、図書館、プール、ジムといった屋内環境を避けること。ただし、食料品店や薬局の利用など生活に必要不可欠な場合はこの限りではない。
- ・会議、コンサート、劇場、スポーツ・トレーニング、試合、競技大会などへの参加を避けること。ただし、2005年以降に生まれた者についてはこの限りではない。スコーネ県では、特に屋内でのスポーツ・トレーニング、試合、競技大会といった他の地域からの参加が見込まれるイベントを避けることが重要である。
- ・可能な限り、同居人以外との物理的接触を避けること。特に、パーティ等の開催又は参加を控えること (ただし、必要不可欠な人的接触は対象外)。

参考: https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-

press/nyhetsarkiv/2020/oktober/beslut-om-skarpta-allmanna-rad-i-skane-lan/ (スウェーデン語)

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは 当館HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認くださ ●スウェーデン外務省 (渡航制限)

https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/

●世界保健機関 (WHO)

https://www.who.int/health-topics/coronavirus

●1177番(スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト)

https://www.1177.se/sjukdomar-besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00 001.html

〇感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

OLINE公式アカウントQRコードページ

https://lin.ee/qZZIxWA

●法務省:新型コロナウイルス関係

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html

●外務省:新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ)

+81-(0) 3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

(その他の問い合わせ先)

在スウェーデン日本国大使館

TEL: +46-(0)8-5793-5300 (閉館時は緊急電話対応業者につながります)

FAX: +46-(0)8-661-8820

H P: http://www.se.emb-japan.go.jp